

洲監第38号
令和7年3月24日

請求人（省略）

洲本市監査委員
真野陽一
中野睦子

洲本市職員措置請求（住民監査請求）について

請求人が令和7年3月18日付けで提起した住民監査請求について別紙のとおり決定したので通知します。

決 定 書

1 請求人

(省略)

2 請求年月日

令和7年3月18日

3 請求の要旨

- (1) 平成31(2019)年4月の地方税法の改正、総務省告示により、令和元(2019)年6月1日以降、自治体への住民からの寄付に対して返礼品を提供することは禁止となつたにも関わらず、洲本市は洲本市民からの寄付に対して、令和元年～令和4年まで返礼品を提供している。
- (2) 本件について、令和7年3月11日の洲本市議会本会議における■■■議員の一般質問に対して、■■■洲本市企画情報部長は、「違法行為と言わざるを得ません。」と答弁し、違法であることを明確に認めた。
- (3) この市民への違法な返礼品提供の全貌は不明であるが、市民からの寄付は、令和2年度が寄付件数106件、寄付者56名、寄付総額3,205,200円、令和3年度が寄付件数119件、寄付者52名、寄付額3,587,800円(別添のとおり)であることから、洲本市による市民への違法な返礼品提供について、請求者は「返礼品調達額は寄付額の3割」として、総額2,037,900円と暫定的に試算した。
- (4) 本件については、洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会が最終報告書で取り上げているが、違法であるとの指摘や言及は一切なく、上記議会答弁によって、請求者においてはじめて違法な支出(財務会計上の行為)があったものと認識したものであり、財務会計上の行為があった日または終わった日から1年を経過しての請求となつた正当な理由がある。
- (5) 本件については、洲本市幹部職員が市議会本会議の答弁において、明確に違法と認めたものであり、本件違法な支出が洲本市に重大な損害を与えたことは明白である。よって、洲本市長に対して、違法に支出した2,037,900円全額の返還を請求する。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

地方自治法(以下「法」)第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為があつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようしているのである。

平成14年9月12日最高裁判例によると、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、同項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるとされている。

本件請求の対象となる財務会計行為は、令和元年から令和4年の洲本市民に対する返礼品提供に係る公金の支出としている。

本件請求は令和7年3月18日に提出されており、当該行為の終わった日から1年を経過していると認められる。

請求人の主張は、洲本市民の寄付に対するふるさと納税制度による返礼品提供に係る支出は違法な財務会計行為であり、市が拠出する理由がないものであるので、市に損害を与えたというものである。また、財務会計上の行為があった日または終わった日から1年を経過している正当な理由として、令和7年3月11日の洲本市議会本会議における■■■議員の質問に対する答弁において、市企画情報部長が「違法行為と言わざるを得ません。」と答弁したこと、はじめて違法性を認識したとしている。

このことから監査請求をするに足りる程度に本件財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解される時がいつであるか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかを整理する。

○洲本市民の寄付に対する返礼品提供に係る支出がなされたと知りえた時期

請求人は令和7年3月11日の市議会の答弁により初めて違法性を認識したとあるが、あくまで個人的な見解である。

請求人が提出した根拠資料（洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会最終報告73ページ抜粋）によると、「洲本市民からの寄附に、ふるさと納税の返礼品を提供することは禁止されている。」とあり、「(前略) 市民からのに対し返礼品を提供していることが確認された。窓口に現金を持参している洲本市民に対して、返礼品を提供している事例もあった。」と記載されており、洲本市民の寄附に対する返礼品の提供が

あったことが明らかにされている。

この最終報告書は令和5年9月7日に答申として市に提出され、同日に洲本市ホームページに公開されている。

上記より、令和5年9月7日以降、本件請求にかかる事実について、請求人が相當に注意力をもって調査すれば、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を認識し得る状態であり、監査請求し得たと認められる。

また、本請求の提出は令和7年3月18日であり、当該行為を知ることができたと解される時から、1年6か月以上経過している。

よって、その他に考慮すべき特段の事情もないことから法第242条第2項ただし書に規定の「正当な理由」があるということはできない。

以上のことから、本件請求はその余の点について判断するまでもなく、法第242条第2項の要件を満たさず不適法な請求と判断し、主文のとおり決定する。

令和 7年 3月24日

洲本市監査委員

真野 陽一

中野 瞳子